

議案第135号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和4年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 先端屈折式はしご付消防自動車 1台
- 2 取得先 東京都中央区日本橋2丁目5番1号  
帝國繊維株式会社  
代表取締役 榊谷 徹
- 3 取得価格 176,000,000円
- 4 取得理由 災害現場における消防活動に充てるため。